

静岡県総合防除計画

目次

1	指定病害虫の総合防除の実施に関する基本的な事項	1
	(1) 総合防除計画策定の趣旨	1
	(2) 総合防除の基本方針	2
2	指定病害虫の種類ごとの総合防除の内容に関する事項	3
	(1) 総合防除とは	3
	(2) 総合防除の各種防除法	3
	(3) 病害虫発生予察情報の活用	4
	(4) 総合防除を定める指定病害虫	6
	(5) 病害虫及びその種類ごとの総合防除	8
	【総論】	8
	【いね】	9
	【むぎ】	15
	【果樹】	16
	【野菜】	24
	【いも類】	41
	【茶】	43
	【花き】	49
3	法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項	52
	(1) 異常発生時防除とは	52
	(2) 異常発生時の基準	52
	(3) 異常発生時防除の内容	52
	(4) 異常発生時防除の実施体制	54
4	指定病害虫の防除に係る指導の実施体制並びに市町及び農業者の組織する団体、その他の農業に関する団体との連携に関する事項	56
5	その他必要な事項	58
	(1) 総合防除計画の見直し	58
	(2) 農薬の適正使用	58
	(3) 特別栽培農産物及び有機農産物の生産者への配慮	58

1 指定病害虫の総合防除の実施に関する基本的な事項

(1) 総合防除計画策定の趣旨

近年、温暖化等による気候変動を背景として、病害虫の発生量の増加、分布域の拡大、発生時期の早期化及び終息時期の遅延が報告される等、病害虫のまん延リスクが高まっており、農業生産の現場への影響が懸念されている。また、化学農薬に過度に依存した防除により薬剤抵抗性の発達した病害虫が発生及びまん延し、従来の防除体系では農作物への損害の発生を抑えることが困難となっている事例が報告されている。

国は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定し、スマート防除技術体系の活用や、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系の確立・普及等を図ることに加え、従来の化学農薬に代わる新規農薬等の開発により、「2050年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を目指す。」等の目標を掲げている。

こうした状況の変化や政策に的確に対応し、引き続き病害虫のまん延防止及び農作物への損害の発生を軽減していくためには、病害虫の発生に対して化学農薬による防除措置を行うだけではなく、土壌診断に基づく施肥管理、健全な種苗の使用、農作物の残さの除去をはじめとする病害虫が発生しにくい生産条件の整備により、病害虫の発生そのものを予防することに重きを置き、気象や農作物の生育状況等を踏まえて病害虫の発生を予測し、その発生状況に応じて必要な防除措置を講じる「総合防除」を病害虫の防除の基本として、広く農業者に対して総合防除を普及・推進する必要がある。

特に、植物防疫法（昭和25年法律第151号、以下、法）第22条第1項に規定される指定有害動植物（以下、本計画では「指定病害虫」という。）は、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものであり、特にその総合防除を推進する必要がある。

国は、指定病害虫の総合防除を推進し、各都道府県において総合防除が円滑かつ効率的に実施されるよう、指定病害虫の総合防除に関する防除指導等の基本的な方向を示し、指定病害虫の発生の予防に関する措置を含めた総合防除の内容等について、各都道府県で利用可能な一般的かつ基本的な防除技術等に基づく基本的な事項を示すため、指定病害虫の総合防除を推進するための基本的な指針「総合防除基本指針」（令和4年11月15日農林水産省告示第1862号）を定めた。

ただし、病害虫の総合防除の内容は地域の実情により異なる場合がある。したがって、本県の実情に応じた総合防除の具体的な内容や防除指導の体制等を明確にし、農業者に適時に適切な防除指導を行うため、法第22条の3第1項の規定に基づき、指定病害虫の総合防除の実施に関する計画「静岡県総合防除計画」を策定するものである。

(2) 総合防除の基本方針

これまで、本県においては、病虫害や雑草が発生しにくい環境を整えながら、病虫害発生予察情報等に基づき、防除要否及びタイミングの判断を的確に行う総合的病虫害・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）の取組を進めてきたところである。IPMは、予防、判断及び防除の各段階において、利用可能な全ての防除技術について経済性を考慮しつつ適切な手段を総合的に講ずることを基本としており、総合防除計画においても、引き続き、指定病虫害の発生そのものを予防することに重きを置いた総合防除を基本として、広く農業者等に対して普及・推進を図るものとする。

2 指定病害虫の種類ごとの総合防除の内容に関する事項

(1) 総合防除とは

指定病害虫の総合防除は、以下の予防、判断、防除の各段階において、化学的防除だけでなく、耕種的、物理的、生物的防除等の利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施されるものとする。また、農業者においては、最新の知見を持って、総合防除に取り組むとともに、指導機関においては、その情報提供に努めるものとする。

ア 予防

土壌診断に基づく施肥管理や健全な種苗の使用、農作物の残さの除去等、指定病害虫の発生及び増加の抑制のために行う予防に関する措置の実施

イ 判断

発生予察情報の活用や、ほ場の見回りなど農業者自らが指定病害虫の発生状況の観察等を行うことによる、防除に関する措置の要否及びその実施時期の適切な判断

ウ 防除

指定病害虫の発生状況等を踏まえて防除が必要と判断した場合に、当該指定病害虫の駆除又はまん延を防止するために行う防除に関する措置の実施

(2) 総合防除の各種防除法

ア 耕種的防除法

耕種的防除法とは、作物の栽培法、品種あるいはほ場の環境条件などを適切に選択し、病害虫が発生しにくい条件を整えることにより、発生抑制や被害軽減を行う方法である。作物や環境が本来有する病害虫の発生や被害を回避又は抑制する作用を効果的に活用する技術である。

- ・ 抵抗性品種、耐病性品種、抵抗性台木
- ・ 輪作、栽培体系、作期の移動
- ・ 有機物施用、土壌改良
- ・ 環境管理（適切な温湿度管理、暗きよ・明きよの設置、雨よけ栽培等）
- ・ ほ場衛生（病害虫の発生源となる農作物残さ、雑草の除去等）

イ 物理的防除法

物理的防除法とは、病原菌や害虫の生存に不利な条件にして抑制又は死滅させる方法や、各種資材では場又は作物を覆って病害虫との直接的な接触を遮断する方法、色彩や光を活用して行動をコントロールする方法など、資材や器具等を利用して病害や害虫を制御する方法である。これらの防除法には、単独で十分な効果を期待できるものもあるが、生物的防除法や耕種的防除、化学的防除と併用することで効果を高めることが必要な技術もある。

- ・熱による消毒（熱水土壤消毒、太陽熱土壤消毒、ハウス密閉高温処理、種子の温湯及び乾熱処理）
- ・還元作用による消毒（土壤還元消毒（還元型太陽熱土壤消毒））
- ・忌避資材（銀白色資材、黄色灯）
- ・誘引資材（粘着資材、誘蛾灯、誘引バンド）
- ・近紫外線除去フィルム
- ・被覆、障壁資材等の利用（防虫ネット等）
- ・果実への袋かけ

ウ 生物的防除法

生物的防除法とは、病原菌や害虫の天敵となる微生物や昆虫類等を用いて防除したり、害虫の特性を利用して防除を行う方法である。化学農薬と比べて効果発現まで時間がかかること、効果のふれが出やすいこと、そして生物であることから活動に適した環境や餌を必要とすることなどを十分理解して使用する。

- ・生物農薬（天敵製剤、微生物製剤）
- ・土着天敵
- ・BT剤
- ・性フェロモン剤

エ 化学的防除法

化学的防除法とは、化学農薬等により病虫害を防除する方法であり、作物体に直接散布するほか、農業資材や土壤の消毒も含まれる。化学農薬は多種多様であり、特定の病虫害にしか作用しない選択性が高いものや、多くの病虫害に作用する広スペクトラムのものもある。病虫害は、同一系統の化学農薬を連用することで、耐性・抵抗性が発達するおそれがある。それを避けるためには、同一系統の農薬を連用又は多用しないことが重要である。化学農薬は、作用機構により分類されたRACコードが定められているため、RACコードを活用して異なる系統の農薬によるローテーション散布を心掛ける。

（3）病虫害発生予察情報の活用

法第23条及び31条に基づき実施される発生予察事業において、病虫害防除所が毎月発表する病虫害発生予察情報は、本県の主要農産物について、主な病虫害の発生量と発生時期の予想、予報の根拠、防除適期及び防除の要点などを内容とする。

農業者並びに指導機関は、総合防除を効果的に推進していくために、予防や防除措置の判断の基礎となる病虫害発生予察情報（表1）を活用する。

表1 病虫害発生予察情報の内容

発生予察情報	病虫害の発生予想を定期的に発表する（本県では、向こう1か月間の病虫害の発生予想を概ね毎月月末に1回
--------	---

	発表)。
技術情報	注意報を発表するほどではないが、病虫害の発生が懸念され、何らかの防除措置を講ずる必要がある場合、又は新たに発見された病虫害の発生状況について新たな知見が得られた場合等に発表する。
病虫害発生予察注意報	警報を発表するほどではないが、病虫害が多発することが予想され、かつ、早期に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表する。
病虫害発生予察警報	指定病虫害が大発生することが予想され、かつ早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表する。
病虫害発生予察特殊報	本県で初確認となる病虫害を発見した場合又は重要な病虫害の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど、生産現場への影響が懸念される場合に発表する。

(4) 総合防除を定める指定病害虫

本県の発生予察事業の対象である品目毎の指定病害虫（表2）の総合防除を定める。

表2 総合防除を定める指定病害虫

分類	寄主植物又は宿主植物	指定害虫名	指定病害名
いね	いね (害虫：11) (病害：7)	イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、コブノメイガ、スクミリンゴガイ、セジロウンカ、ツマグロヨコバイ、トビイロウンカ、ニカメイガ、斑点米カメムシ類(クモヘリカメムシ、トゲシラホシカメムシ、ホソハリカメムシ、アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ、ミナミアオカメムシ、シラホシカメムシ、イネカメムシ)、ヒメトビウンカ(縮葉枯ウイルス)、フタオビコヤガ	稲こうじ病菌、いもち病菌、ごま葉枯病菌、白葉枯病菌、ばか苗病菌、もみ枯細菌病菌、紋枯病菌
むぎ	むぎ (病害：3)	—	赤かび病菌、うどんこ病菌、さび病菌類(赤さび病)
果樹	対象植物を定めない (害虫：1)	果樹カメムシ類	—
	かき (害虫：4) (病害：1)	アザミウマ類(チャノキイロアザミウマ、カキクダアザミウマ)、カイガラムシ類(フジコナカイガラムシ)、カキノヘタムシガ、ハマキムシ類(チャノコカクモンハマキ、チャハマキ)	炭疽病菌
	かんきつ (害虫：4) (病害：3)	アザミウマ類(チャノキイロアザミウマ)、アブラムシ類(ワタアブラムシ、ユキヤナギアブラムシ、ミカンクロアブラムシ)、ハダニ類(ミカンハダニ)、ミカンサビダニ	かいよう病菌、黒点病菌、そうか病菌
	キウイフルーツ (病害：1)	—	かいよう病菌
	なし (害虫：5) (病害：3)	アブラムシ類(ワタアブラムシ、ユキヤナギアブラムシ、ナシアブラムシ)、カイガラムシ類(クワコナカイガラムシ)、シンクイムシ類(ナシヒメシンクイ)、ハダニ類(カンザワハダニ、ミカンハダニ)、ハマキムシ類(チャノコカクモンハマキ、チャハマキ)	赤星病菌、黒星病菌、黒斑病菌
野菜	対象植物を定めない (害虫：5)	オオタバコガ、コナガ、シロイチモジヨトウ、ハスモンヨトウ、ヨトウガ	—
	いちご (害虫：4) (病害：3)	アザミウマ類(ミカンキイロアザミウマ、ヒラズハナアザミウマ)、アブラムシ類(ワタアブラムシ、モモアカアブラムシ)、コナジラミ類(タバココナジラミ、オンシツコナジラミ)、ハダニ類(カンザワハダニ、ナミハダニ)	うどんこ病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌
	キャベツ (害虫：2) (病害：2)	アブラムシ類(ダイコンアブラムシ、ニセダイコンアブラムシ、モモアカアブラムシ)、モンシロチョウ	菌核病菌、黒腐病菌
	だいこん (害虫：1)	アブラムシ類(ダイコンアブラムシ、ニセダイコンアブラムシ、モモアカアブラムシ)	—
	たまねぎ (害虫：1) (病害：2)	アザミウマ類(ネギアザミウマ)	白色疫病菌、べと病菌
	トマト (害虫：2) (病害：6)	アブラムシ類(ワタアブラムシ、モモアカアブラムシ)、コナジラミ類(タバココナジラミ、オンシツコナジラミ)	うどんこ病菌、疫病菌、黄化葉巻病菌、すすかび病菌、灰色かび病菌、葉かび病菌
	ねぎ (害虫：3) (病害：3)	アザミウマ類(ネギアザミウマ)、アブラムシ類(ネギアブラムシ)、ネギハモグリバエ	黒斑病菌、さび病菌、べと病菌
	レタス (害虫：1) (病害：2)	アブラムシ類(モモアカアブラムシ)	菌核病菌、灰色かび病菌

分類	寄主植物又は宿主植物	指定害虫名	指定病害名
いも類	さつまいも (害虫：1)	ナカジロシタバ	—
	ばれいしょ (害虫：1) (病害：1)	アブラムシ類 (ワタアブラムシ、モモアカアブラムシ)	疫病菌
茶	ちゃ (害虫：7) (病害：1)	アザミウマ類 (チャノキイロアザミウマ)、カイガラムシ類 (クワシロカイガラムシ)、チャトゲコナジラミ、チャノホソガ、チャノミドリヒメヨコバイ、ハダニ類 (カンザワハダニ)、ハマキムシ類 (チャノコカクモンハマキ、チャハマキ)	炭疽病菌
花き	きく (害虫：3) (病害：1)	アザミウマ類 (コスモスアザミウマ、ネギアザミウマ、ヒラズハナアザミウマ、ミカンキイロアザミウマ、ミナミキイロアザミウマ、クロゲハナアザミウマ)、アブラムシ類 (キクヒメヒゲナガアブラムシ、ワタアブラムシ)、ハダニ類 (カンザワハダニ、ナミハダニ)	白さび病菌
合計	17 作物	56 種	39 種

(5) 病害虫及びその種類ごとの総合防除

【総論】

ア 予防（病害虫の発生しにくい環境の整備に関すること）

- ・作物が健全に生育する土壌環境を整備するため、土壌診断に基づく土壌改良を行い、土壌の種類に合わせた適正な施肥管理、たい肥や緑肥等の活用による土づくり、土壌の排水性改善等を行う。
- ・病害虫が発生しにくい生産条件を整備するため、土壌や培土の消毒、健全な種苗や抵抗性品種の使用、病害虫の発生源（雑草、作物残さ等）の除去、輪作・間作・混作、防虫ネットや粘着シート等の設置等を行う。

イ 判断（防除要否やタイミングの判断に関すること）

- ・ほ場内を見回り、必要に応じて粘着シート等を設置するなど、病害虫の発生や被害状況を把握するとともに、過去の病害虫の発生動向、作物の生育状況や気象予報、県が発表する病害虫発生予察情報等を踏まえて、防除の要否及び防除時期を判断する。

ウ 防除（多様な手法による防除に関すること）

- ・化学農薬のほか、病害虫の発生部位の除去等の耕種的防除、粘着板の設置等の物理的防除、生物農薬等を利用した生物的防除法等、多様な防除方法を活用する。
- ・化学農薬又は生物農薬を使用する場合には、病害虫の被害を確実に抑えるため、薬剤の効果を発揮させるよう、個々の薬剤の効果特性を理解して使用する。
- ・化学農薬を使用する場合には、土着天敵や訪花昆虫の活動を保護するため、影響の小さい薬剤の選択に努める。
- ・化学農薬を使用する場合には、薬剤抵抗性・耐性の発達を防ぐため同一系統の薬剤の連用及び多用を避け、異なる系統の農薬によるローテーション散布を行う。薬剤抵抗性又は薬剤耐性の発達に関する知見がある薬剤については使用を避けるか、使用後に防除効果を確認する。

表3-1 【いね】

いね	
<p>【一般事項】</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けい畔、農道及び休耕田の除草等を行い、越冬している病害虫を駆除することにより、病害虫の密度低下を図る。 ・翌年の多年生雑草の発生を抑制するため、収穫後は早期に耕起する。 ・ケイ酸質肥料の施用により、植物体の抵抗性を高める。 ・常発する病害虫に対して、抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を使用する。 ・種子の更新等により、無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選別する。 ・温湯浸漬、薬剤処理等により、種子消毒を行う。 ・品種の特性に応じた適正な種量、育苗施肥量等を守り、健全な苗の育成に努める。 ・平年の病害虫の発生状況や発生予察情報を基に、必要に応じて育苗箱処理剤を施用する。 ・病害の発生が認められた苗は速やかに処分する。 ・代かきを丁寧に行い、田面を均平にする。 ・健全な苗を選抜し、移植する。 ・品種に応じた適切な密度又は本数で移植する。 ・発病が認められた苗を、採種ほ場の周辺に移植しない。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。 ・けい畔の整備、あぜ塗り等により漏水を防止し、農薬の効果低減の防止及び水質汚濁の防止を図る。 	
指定病害虫	総合防除の内容
い ね	<p>イネドロオイムシ</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越冬源や繁殖源となる、ほ場周辺、けい畔等のいね科雑草を除草する。 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等により発生量を確認し、発生が多い場合には、適期の薬剤散布等を実施する。
	<p>イネミズゾウムシ</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・越冬成虫の発生盛期を避けて移植する。 ・深水を避け、根を健全に保つため浅水管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。

コブノメイガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生量の年次間差が大きいことから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による被害株の早期発見に努める。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
スクミリンゴガイ	<p>①未発生ほ場の場合</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路を介した侵入を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。 ・未発生の水田へ除草目的等で持ち込まない。 ・発生ほ場での作業後には農機具を洗浄し、未発生ほ場への土壌を介した侵入及びまん延防止に努める。 <p>②発生ほ場の場合</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗の移植前（春季）又は収穫後（秋季）に石灰窒素を施用する。 ・冬季に耕起を実施する。 ・冬季に水路の泥上げを実施する。 ・水路を介した侵入及びまん延を防止するため、取水口や排水口に網を設置する。 ・食害を受けにくい中苗又は成苗を移植する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗の移植期前に水田や水路の成員を捕殺するとともに、卵塊を水中に落とす。 ・苗の活着期から生育初期まで、ほ場及び水路で成員を捕殺する。 ・適期（苗の移植期まで）の薬剤散布を実施する。 ・苗の移植後3週間まで、行動を抑制するために、水深4cm以下の浅水管理を実施する。
セジロウンカ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
ツマグロヨコバイ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への侵入を防ぐ。 ・けい畔、休耕田等では、雑草を刈り取り、すき込み等により適切に処分する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株を粉碎し、ゆっくり深く耕起し、十分にすき込む。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、ほ場への侵入時期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を実施する場合には、地域一斉に実施することが望ましい。
トビイロウンカ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・定着しやすい時期を避けるよう、移植時期を前後にずらす。 ・密植や過繁茂とならないよう、栽植密度（植付け本数及び植付け間隔）を調整する。 ・水管理について、数日間隔で湛水及び落水を繰り返す。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植期以降、発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が株元まで十分届くよう、丁寧に散布する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、薬剤抵抗性が確認されている薬剤を使用しない。 ・坪枯れが確認された場合には、可能な限り収穫を早めて、倒伏等の被害が拡大しないよう努める。
ニカメイガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈り株や被害わらをすき込む。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、第一世代を対象として薬剤散布等を実施する。
斑点米カメムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出穂2週間前までに、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。 ・けい畔にグラウンドカバープランツを植栽することにより、いね科雑草の減少を図る。 ・水田内のノビエやイヌホタルイを除草する。 ・近隣地域のほ場における収穫後に、けい畔、農道及び休耕田の雑草を除草する。 ・近年発生が増えているイネカメムシは、越冬場所から直接水田に飛来するため、本田における対策が必要となる。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、穂揃期とその7～10日後の2回薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、薬剤抵抗性が確認されている薬剤を使用しない。 ・イネカメムシの発生が目立つ場合は、出穂期に薬剤散布する。
ヒメトビウンカ（ 縞葉枯病ウイルス）	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縞葉枯病の常発地では、抵抗性品種を使用する。 ・けい畔、農道及び休耕田の除草により、生息密度の減少を図る。 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・育苗中は、寒冷紗等の被覆により、育苗ほ場への侵入を防ぐ。 ・感受性品種を使用する場合には、ほ場への飛込み時期の移植を避ける。 ・再生株が越冬源となることから、収穫後は速やかに耕起する。 ・冬季に、越冬場所となる、けい畔、農道及び休耕田のいね科雑草を除草する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱処理剤を施用しない場合には、移植直後から発生動向に留意する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・発病した場合には、発病株を早期に抜き取り、適切に処分する。
フタオビコヤガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 ・収穫後の稲わらを適切に処分し、蛹を死滅させる。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。
稲こうじ病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田畑輪換を実施し、土壌中の伝染源の減少を図る。 ・無病ほ場から採種する。 ・転炉スラグ又は生石灰を土壌に施用・混和する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報等を参考に、出穂前の適期に薬剤散布等を実施する。
いもち病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穂いもちの発生ほ場では、自家採種を行わない。 ・抵抗性品種を使用する。 ・無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・補植用の取置苗は発生源となることから、不要となった場合は速やかに除去する。（葉いもち） ・山間部では、冷水かんがいにならないよう留意する。 ・適用のある育苗箱処理剤を施用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を抜き取る。（苗いもち） ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。（葉いもち及び穂いもち） ・本県では MBI-D 剤耐性いもち病菌が発生している。また、他県では QoI 剤耐性いもち病菌が発生し問題となっている。本県でも耐性菌の発生が懸念されるため、発生リスクが高い薬剤は、連用を避けるなど適切に使用する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・採種ほ場では、薬剤耐性の発達リスクが低い薬剤を使用する。
ごま葉枯病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を使用する。 ・堆肥等の有機質肥料や土壌改良資材を施用する。 ・深耕や客土により土壌改良に努める。 ・窒素質肥料の分施とともに、硫酸根肥料の連用を避ける。 ・根腐れを起こさないよう、水管理に留意する。 ・被害わらをほ場周辺に放置せず、適切に処分する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。
白葉枯病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・排水路の整備により、浸冠水及び深水を避ける。 ・露があるときには、発生ほ場内に入らない。 ・冬季に、越冬源となるけい畔、水路等の雑草を除草する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・常発地域及びほ場では、浸冠水や台風の直後に薬剤散布を実施する。
ばか苗病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理又は温湯浸漬及び微生物農薬による浸漬処理）する。 ・育苗箱等の農業用資材を消毒する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗時に発病株を抜き取る。 ・ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生を認めた場合には、速やかに抜き取り、処分する。
もみ枯細菌病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病ほ場から採種する。 ・育苗においては、有機質含量の高い軽量培土を使用する。 ・塩水選により、健全な種もみを選択する。 ・種もみを種子消毒（温湯浸漬、薬剤処理等）する。 ・高温下での育苗管理を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。

<p>紋枯病菌</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過繁茂にならないよう留意する。 ・代かき後に、けい畔沿い等の田面の浮遊物を除去する。 ・けい畔、水路等の雑草を除草する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、発生が多い場合には適期の薬剤散布等を実施する。
-------------	--

表 3 - 2 【むぎ】

むぎ	
【一般事項】 (予防に関する措置)	
<ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多を避ける。 ・種子の更新等により、無病種子を使用する。 ・温湯浸漬、薬剤処理等により、種子消毒を行う。 	
指定病害虫	総合防除の内容
むぎ	<p>赤かび病菌</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を使用する。 ・倒伏防止に努める。 ・収穫後は速やかに乾燥作業を実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、適期の薬剤散布等を実施する。 ・降雨等の天候不順が続く場合には、追加の薬剤散布を実施する。
	<p>うどんこ病菌</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株の残さやこぼれ麦が次期作の伝染源となることから、適切に処分する。 ・遅まきを避ける。 ・適正な種量を守る。 ・窒素肥料の過用や、晩期の追肥を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努める。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	<p>さび病菌類 (赤さび病)</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素肥料の過用や晩期の追肥を避ける。 ・発病株の残さやこぼれ麦は次期作の伝染源となることから、適切に処分する。 ・早まきを避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、防除適期や薬剤散布等の要否を判断する。

表 3 - 3 【果樹】

果樹	
<p>【一般事項】</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。 ・園地周辺における放任園の有無や、園地及びその周辺に発生する病害虫及び土着天敵を把握する。 ・間伐、縮伐、整枝又はせん定により園地や樹冠内部の風通し・採光を良好にし、病害虫が発生しにくい環境を作るとともに、防除作業の効率化及び薬剤散布時の散布むらの削減を図る。 ・樹勢や根の活性を良好に保ち、病害の発生しにくい樹体とするため、土壌診断の結果や樹の生育状況を踏まえた適正な施肥管理を行う。 ・次期作における害虫の発生軽減のため、冬季に粗皮削りを実施する。削りくずは、集めて適切に処分する。 ・越冬する害虫の抑制のため、産卵又は越冬できる環境（バンド巻き）を作り出し、集まった害虫を処分する。 ・次期作における病害虫の発生源となる落葉、枯れ草、せん定した枝等を速やかに収集し、園地外へ搬出し、土中に埋める等により、適切に処分する。 ・種子で増殖する雑草の発生を少なくするため、結実前に除草を実施する。 ・性フェロモン剤が利用可能な害虫に対しては、交信かく乱による密度抑制を図る。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫の発生部位（枝、葉、花、果実等）を除去し、園地外へ搬出し、適切に処分する。なお、除去作業は、せん定時のみならず、生育期間を通じて随時実施する。 ・樹冠下の下草管理として、機械除草、マルチの敷設による抑草、草種等を考慮した除草剤施用を行う。 ・要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。 ・土着天敵を保護するため、天敵の活動時期には影響の小さい薬剤を選択する。 	
指定病害虫	総合防除の内容
対象植物を定めるための	<p>果樹カメムシ類</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の多い地域では、防虫ネット又は多目的防災網の設置や袋かけを行う。 ・施設栽培では、防虫ネット等で施設開口部を覆うことにより、侵入防止を図る。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生量や発生時期は、地域や園地で差があることから、発生予察情報を参考に、飛来のタイミングに合わせ（主に夕方）、園地内の見回り等を実施する。 ・すぎ林やひのき林の隣接園では、被害が多いことから特に発生状況に留意する。 ・果実肥大期から成熟期まで加害が続くことから、飛来が確認された園地では薬剤散布等を実施する。 ・防虫ネット等の設置や袋かけを行わない樹種の場合、地域一斉に薬剤散布を実施すると防除効果が高まる。

かき	アザミウマ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・株元に光反射シートのマルチを敷設する。なお、樹冠占有面積が大きいと効果がなくなることに留意する。 ・主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意する。(チャノキイロアザミウマ) ・園地周辺の放任の茶樹を適切に管理する。(チャノキイロアザミウマ) <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	カイガラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、寄生していない健全な苗木を使用する。 ・冬季に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・発生が認められない場合には薬剤散布を控え、土着天敵の保護に努める。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・果実とへたの間など、葉液が付着しにくい部位への寄生が多いことから、薬剤散布を行う場合には、丁寧に散布する。(フジコナカイガラムシ)
	カキノヘタムシガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害果を速やかに除去し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、幼虫発生期に薬剤散布等を実施する。
	ハマキムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で交信かく乱剤を使用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では

		使用しない。
	炭疽病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地が過湿にならないよう、排水対策を実施する。 ・強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。 ・窒素肥料の過用を避け、枝梢の充実を図る。 ・せん定時に病斑のある枝を除去し、園地外に持ち出し、適切に処分する。 ・カメムシ類の吸汁痕から感染しやすいと考えられることから、カメムシ類の防除に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・台風等による強風雨の後には、薬剤散布を実施する。
か ん き つ	アザミウマ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 ・主要な発生源である防風樹のいぬまき、さんごじゅ、いすのき等での発生状況に留意するとともに、夏季の発芽を抑制するよう、枝の刈り込み時期に注意する。(チャノキイロアザミウマ) ・園地周辺の放任の茶樹を適切に管理する。(チャノキイロアザミウマ) ・株元に光反射シートのマルチを敷設する。(チャノキイロアザミウマ) ・施設栽培では、施設内への侵入防止のため、施設開口部に防虫ネットや光反射資材による被覆を行う。また、施設周辺へ白色透湿性シートを敷設する。(ミカンキイロアザミウマ) ・施設栽培では、紫外線除去フィルムを使用する。(ミカンキイロアザミウマ) <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・黄色粘着トラップ等を設置し、園地におけるアザミウマ類や天敵の発生を確認する。 ・アザミウマの種類により薬剤の防除効果が異なる場合があることから、発生種を確認する。 ・炭酸カルシウム微粉末剤を梅雨明け前に1～2回散布し、チャノキイロアザミウマ用殺虫剤を削減する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。土着天敵の発生が多い場合には、薬剤の散布を控える。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による被害部位の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・特に、ワタアブラムシは薬剤抵抗性の発達が著しいことから、薬剤の選択に注意する。
	ハダニ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では紫外線除去フィルムを使用する。 ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季、発芽から開花期前、幼果期にマシン油乳剤を散布する。 ・天敵農薬を活用する。 ・土着天敵を活用するため、草生栽培による生息場所の確保や、他の害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・抵抗性個体の出現を少なくするため、共同防除又は一斉防除を推進し、年間の薬剤散布回数を少なくする。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	ミカンサビダニ	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年に被害が確認された園地や、春先から初夏まで少雨であった場合には、被害が早い時期から発生するおそれがあることから、早期発見に努める。 ・高温乾燥が続く場合や銅剤を散布した園地では、発生が助長されるおそれがあることに留意し、薬剤散布の実施を検討する。 ・発芽から開花期前にマシン油乳剤を散布する。
	かいよう病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹幹内部の日照を良好に保つ。 ・強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実

		<p>施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次感染源となる葉や枝の越冬病斑は、剪定時に除去する。 ・ミカンハモグリガの被害痕は、感染を助長することから、ミカンハモグリガの防除に努める。 ・夏秋梢の多発生により感染が助長されることから、剪定の時期や強度に配慮する。 ・窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。 ・品種により発病程度に差があることから、常発園地では抵抗性品種を栽植する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布は、発芽前から春葉展葉終了時までのほか、梅雨期、台風の前後に実施する。
	黒点病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹幹内部の日照を良好に保つ。 ・伝染源となる枯れ枝をせん定し、園地外に持ち出し、適切に処理する。 ・切り株は感染源となることから、拡散を防ぐために伐根し、又は袋をかぶせる。 ・老齢樹を更新する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・雨が多く多発生が予想される場合には、特に梅雨期の防除を徹底する。 ・降雨直後の樹体が濡れた状態での薬剤散布を避け、樹体が乾いた後に散布を実施する。 ・薬剤散布後の積算降雨量を次回散布の目安とする。
	そうか病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、樹幹内部の日照を良好に保つ。 ・一次感染源となる葉や枝の越冬病斑は、剪定時に除去する。 ・窒素肥料が多いと発病が助長されることから、適正な施肥管理を実施する。 ・強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布は発芽始期（3～5mm程度）から入梅期までにかけて実施する。
キ ウ イ フ ル ー ツ	かいよう病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二倍体品種は感受性が高い傾向があることから、四倍体又は六倍体品種への更新を検討する。 ・発生が疑われる園地に由来する苗や花粉等を利用しない。 ・感染した枝や葉は伝染源となることから、品種による感受性の違いを考慮して、発症していない部位まで大きく切り戻し、園地外に持ち出し、適切に処分する。 ・発病樹の伐採やせん定に用いた器具、手袋、靴底等の消毒を行う。 ・せん定後は、必ず切り口に癒合促進剤を塗布する。 ・強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を

		<p>施する。</p> <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、発病が認められる前から、適期の薬剤散布等を実施する。 ・強風雨で感染が助長されることから、台風の前後に薬剤散布を実施する。 ・園地の見回りによって、樹液の漏出等の早期発見に努める。
なし	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵越冬するナシアブラムシは展葉直後から葉を巻き始めるが、葉を巻き始めると防除効果が落ちることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、発生初期の開花期前から薬剤散布等を実施する。 ・展葉期の防除に重点を置く。 ・展開葉を次々に巻いてその中に寄生することから、浸透移行性薬剤の散布が有効である。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	カイガラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植及び改植時には、健全な苗木を使用する。 ・寄生の多い枝は、せん定時等に除去し、適切に処分する。 ・冬季に気門封鎖剤を散布する前に、粗皮削りを行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・薬液の付着しやすい樹形作りに努める。 ・ろう物質を充分分泌していない幼虫ふ化期が防除適期に当たることから、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
	シンクイムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要な徒長枝はナシヒメシンクイの寄生場所になることから、切除する。 ・冬季に表土を耕起し、越冬繭を死滅させる。 ・交信かく乱剤を越冬世代成虫の発生時期から設置するのが効果的である。また、地域全体で施用することで効果が高まる。 ・袋かけ栽培もしくは防虫ネット被覆を実施する。 ・受粉樹に残っている果実は、発生源となることから、速やかに除去する。 ・有袋栽培の場合には、袋のかけもれ果を除去し、適切に処分する。 ・なし園地の近くの核果類に芯折れ症状が認められる場合には、該当部分を切除し、適切に処分する。(ナシヒメシンクイ)

	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害果について、幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
ハダニ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に気門封鎖剤を散布する。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・天敵農薬を活用する。 ・土着天敵を活用するため、草生栽培による生息場所の確保や、他の害虫の防除では土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努める。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ハマキムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で交信かく乱剤を使用する。 ・受粉時に巻葉内の越冬幼虫を捕殺する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、若齢幼虫期に薬剤散布等を実施する。 ・土着天敵を活用するため、土着天敵の保護を考えて薬剤を選択する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
赤星病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺へのびやくしん類の栽植を避ける。 ・袋かけを実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開花期から落花直後までは、降雨前に薬剤散布を実施する。 ・感染期においては、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

黒星病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培や雨よけ栽培の導入を検討する。 ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・袋かけを実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病果や発病葉、発病りん片（芽基部、果そう基部等）等を見つけ次第摘除し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・初期防除に重点を置き、開花前から梅雨期までにかけて重点的に薬剤散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。 ・越冬菌密度を少なくするため、秋季防除を徹底する。
黒斑病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・園地外への持出し、耕起によるすき込み等により、一次伝染源となる落葉を適切に処分する。 ・萌芽期から開花までに、塗布剤による枝病斑の封じ込めを実施するとともに、病芽を除去し、園地外で適切に処分する。 ・早期の袋かけを実施する。 ・被覆園地では換気を十分に行い、湿度を下げる。 ・人工授粉後に気温が高い場合には、雌しべ感染が多くなるおそれがあることから、摘果の際に雌しべを摘んで除去する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・小袋かけ前及び梅雨期に、薬剤の散布を重点的に実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。

表 3 - 4 【野菜】

<p>野菜</p> <p>【一般事項】</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水はけの悪いほ場に作付けする場合は高畝とする等、排水対策を実施する。 ・同一ほ場での連作は避け、輪作を行う。間作や輪作作物として、土壌中の病害虫の密度を低下させる作物（対抗植物）を栽培する。 ・健全な種苗を使用する。 ・作型と品質を考慮しながら抵抗性品種又は耐性（耐病性）の高い品種を選択する（台木を含む。）。 ・育苗においては、病害虫に汚染されていない培土や資材を用いる。また、前作で病害虫の発生が認められていない育苗ほ場を選択する。 ・健全な育苗のために、適正な種量や施肥量を遵守し、高温多湿を避ける。 ・ほ場には、健全な苗のみを定植する。 ・防虫ネット、光反射シート等の使用により、育苗施設や育苗ほ場への害虫の侵入を防止する。害虫の発生が認められた場合には、早期に防除する。 ・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする害虫の飛込みを抑制するため、ほ場周辺の雑草の防除に努める。 ・べたがけ資材、防虫ネット、マルチ等を使用し、害虫の飛来、産卵及び蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、LEDライト、紫外線除去フィルム、防虫ネット、粘着シート等の使用、履き物の履き替えや消毒により、病害虫の施設内への侵入防止又は発生抑制を図る。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・施設栽培での防虫ネットの利用に当たっては、対象とする害虫に適した目合いのネットを選択する。目合いが細かい場合、通気性が悪くなることに留意する。 ・土壌からの病害の伝染を防止するため、マルチの敷設を行う。 ・土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、病害虫の発生がない、又は発生程度の低いほ場から順に行う。 ・土壌伝染性の病害や害虫（センチュウ）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、熱利用土壌消毒等を含む。）を実施する。土壌消毒法は、目的に応じた適切な方法を選択する。 ・土壌診断に基づく適正な施肥、土壌pHの矯正、品種に応じた適正な栽植密度、品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝、施設内が高温・多湿にならないための適正なかん水及び換気、病害の発生しにくい時期の作付け等による、適切な栽培管理を行う。 ・雑草抑制のため、マルチ等により、畝面、通路等の全面を被覆する。利用可能であれば、生分解性マルチ、再生紙マルチ等を使用する。 ・次期作における病害虫の発生及び伝染源となることから、栽培終了後の作物残さを適切に処分する。 ・病害の伝染を防止するため、管理作業に使用するはさみ、手袋等をこまめに消毒する。 ・雑草や土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、農機具、長靴等をこまめに洗浄及び消毒する。 ・泥はねや飛沫により伝染する病害の感染を防止するため、マルチの敷設を行う。可能であれば雨よけ栽培を行う。

- ・空気伝染性の病害の感染を防止するため、施設内の温湿度を適切に管理する。
 - ・降雨直後の管理作業を避ける。
 - ・大規模産地又はほ場では、地域全体で性フェロモン剤を処理し、交信かく乱による地域全体の害虫の発生密度抑制を図る。
 - ・種子処理剤又は育苗期もしくは定植時に使用可能な薬剤を施用する。
- (判断、防除に関する措置)
- ・要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、発生初期に薬剤散布等を実施する。発生後の防除が困難な病害虫にあつては、予防防除に努める。
 - ・防除の要否、防除時期の判断材料とするため、土着天敵の発生・定着状況を定期的に確認する。
 - ・土着天敵を保護するため、天敵の活動時期には影響の小さい薬剤を選択する。
 - ・生物農薬を適切に活用する。
 - ・病害虫の寄生部位を放置せず、ほ場外で適切に処分する。特にウイルス病などの全身感染性の病害にあつては、発病株を早急に抜き取ってほ場外で適切に処分する。
 - ・作物残さは病害虫の発生及び伝染源となることから、適切に処分する。

指定病害虫	総合防除の内容
対 象 植 物 を 定 め な い も の	オオタバコガ (予防に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯(黄色灯)の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 (判断、防除に関する措置) <ul style="list-style-type: none"> ・寄生部位や幼虫は見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

コナガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵や幼虫を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
シロイチモジヨトウ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

ハスモンヨトウ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
ヨトウガ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等の使用により、成虫の飛来及び産卵を防ぐ。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培では、成虫の侵入防止対策として、換気窓等の施設開口部への防虫ネットによる被覆や防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯を行う。 ・交信かく乱剤を使用する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卵塊や若齢幼虫が群生している葉を見つけ次第、除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・結球野菜では、結球内部に食入した場合に防除が難しくなることから、結球前の防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。

い ち ご	アザミウマ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、光反射ネット、紫外線除去フィルム、光反射マルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・施設栽培においては、栽培終了時に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・生物農薬を適切に活用する。 ・成虫及び幼虫は主に花や幼果に生息するため、薬剤散布を行う場合には、薬液が花及び幼果に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・生物農薬を活用する。 ・気門封鎖型殺虫剤を散布する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

コナジラミ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的として蜜蜂等を利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用が蜜蜂等の活動に影響を与えることに留意する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密度低減のため、幼虫が寄生している下葉を除去する。 ・生物農薬を活用する。 ・成虫密度の低下及び発生状況の把握のため、粘着シート等を設置する。 ・気門封鎖型殺虫剤を散布する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
ハダニ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗の二酸化炭素くん蒸を実施し、又は育苗床での防除を徹底する。 ・新葉の展開に伴い、不要な下葉は適宜除去する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を活用する。 ・紫外線 (UV-B) ライトを活用する。 ・気門封鎖型殺虫剤を散布する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

うどんこ病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥条件で胞子を飛散し、多湿条件で胞子発芽・感染するため、過乾燥や多湿を避ける。 ・茎葉の過繁茂を避けるため、適正な施肥管理を行い、摘葉を実施する。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を発病前から定期的に活用する。 ・紫外線 (UV-B) ライトを活用する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
炭疽病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保ち、換気や風通しをよくする。 ・過繁茂にならないように、適正な施肥管理を行う。 ・親株には、健全な苗を使用する。 ・育苗中は、雨よけ育苗のもと、点滴かん水、底面給水により頭上かん水を回避する。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を発病前から定期的に活用する。 ・耐性菌リスクの低い薬剤を中心に、発病前から定期的に異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・発生状況に応じて、土壌消毒を実施する。
灰色かび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保ち、換気や風通しをよくする。 ・循環扇及び暖房機の活用により植物体表面への結露を防ぐ。 ・多湿条件で発生しやすいことから、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・茎葉の過繁茂を避けるため、適正な施肥管理を行い、摘葉を実施する。 ・マルチの敷設により、果実が地表面に接触しないようにする。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枯死葉、老化葉、発病葉、発病果等を除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を発病前から定期的に活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発病前から定期的に薬剤散布等を実施する。

		<ul style="list-style-type: none"> 化学農薬を使用する場合には、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
キ ヤ ベ ツ	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ、もしくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	モンシロチョウ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ヘアリーベッチ、大麦等を使用したリビングマルチの活用により、密度抑制を図る。 ほ場周辺の雑草（特にあぶらな科雑草）の防除に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、若齢幼虫時に薬剤散布等を実施する。 作物残さを適切に処分する。
	菌核病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿主植物の連作及び輪作を避ける。 密植を避け、風通しを良くし、過湿状態にならないようにする。 窒素過多を避ける。 田畑輪換や夏季の湛水処理により、菌核を死滅させる。 天地返し等で菌核を土中深くに埋め込む。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発病株を早期に抜き取り、ほ場外で適切に処分する。 発生予察情報を参考に、前年の発生状況や本年の気象等から発生が多くなると予想される場合には、結球開始期から薬剤散布等を実施する。 地際部を重点的に、薬剤散布を実施する。 ほ場を見回り発病株の早期発見を心がけ、発見した場合、抜き取り処分する。 作物残さを適切に処分する。
	黒腐病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 種子消毒を行う。 育苗トレイを資材消毒剤で殺菌する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・雨よけ施設で育苗する。 ・あぶらな科作物の連作を避ける。 ・地下水位の高いほ場や水はけの悪いほ場では、ほ場の排水を良好に保ち、過湿状態にならないようにする。 ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多を避ける。 ・害虫の食害痕からの侵入を防ぐため、害虫の防除も徹底する。 ・中耕作業によって生じる傷口は侵入口となることから、発生ほ場では中耕作業を控え、又は株際の中耕作業を避け、植物体をなるべく傷つけないよう留意する。 ・アブラナ科雑草にも感染するため、ほ場周辺雑草除去を徹底する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場を見回り発病株の早期発見を心がけ、発見した場合、抜取り処分する。 ・降雨が予想される場合、又は強風雨等で傷がついた場合には、薬剤散布を実施する。
だ い こ ん	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチもしくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
た ま ね ぎ	アザミウマ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、育苗床での防除を徹底する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

	白色疫病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の多いほ場及びその周辺で栽培しない。 ・苗床及びほ場の排水を良好に保つ。 ・窒素過多を避ける。 ・1年から2年間の輪作を行う。 ・定植(移植)の際は、健全な苗を厳選し、保菌苗を持ち込まない。 ・過去に発病したほ場では育苗しない。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・発病葉や発病株を速やかにほ場外へ持ち出し、適切に処分する。 ・水媒伝染することから、降雨前後の防除を徹底する。
	べと病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越年発病株を速やかに取り除く。 ・明暗きよにより排水路を確保する等、ほ場内の排水対策を実施する。 ・過去に発病したほ場では育苗しない。 ・発生状況に応じて、苗床の土壌消毒を実施する。 ・苗床の発病株を適切に処分する。 ・前作での発病程度に応じて、連作を回避する(ほ場をローテーションする)。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・ほ場において、発病株を速やかに取り除き、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・作物残さを適切に処分する。
ト マ ト	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチもしくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・生物農薬を活用する。 ・気門封鎖型殺虫剤を散布する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
コナジラミ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無寄生苗を使用する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。ただし、受粉を目的としてマルハナバチを利用する場合には、紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成虫密度の低下及び発生状況の把握のため、粘着シート等を設置する。 ・密度低減のため、幼虫が寄生している下葉を除去する。 ・土着天敵を活用する。 ・生物農薬を活用する。 ・気門封鎖型殺虫剤及びコナジラミ類成虫忌避剤を散布する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
うどんこ病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風通しを良くするため、密植及び過繁茂を避ける。 ・乾燥条件下で多発しやすいことから、施設栽培では乾燥を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を発病前から定期的に活用する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤防除を実施する。
疫病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の排水を良好に保つ。

		<ul style="list-style-type: none"> ・早朝の加温、換気、マルチの敷設等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・雨よけ栽培を行う。 ・輪作を実施する。 ・敷わら又はマルチの敷設により、土が跳ね上がらないようにする。 ・窒素過多を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉及び発病果を速やかに取り除き、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、発生前から予防的に実施する。 ・作物残さを適切に処分する。
黄化葉巻病ウイルス		<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐病性品種を使用する。 ・媒介虫であるタバココナジラミの防除を行う。 ・タバココナジラミの無寄生苗を使用する。 ・タバココナジラミの発生源となるほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・防虫ネット、粘着シート等の活用により、施設内へのタバココナジラミの侵入を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸込み処理や作物残さの適切な処分を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タバココナジラミの防除に当たっては、生物農薬を活用する。 ・発生予察情報、ほ場の見回りや黄色粘着トラップによるほ場でのタバココナジラミの発生動態の確認等に基づき、適期にタバココナジラミの防除を実施する。 ・発病株の早期発見に努め、速やかに適切に処分する。
すすかび病菌		<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風通しを良くするために、密植及び過繁茂を避ける。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、換気やかん水量に注意する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病部位を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液は葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・作物残さを適切に処分する。

<p>灰色かび病菌</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件下で発生しやすいことから、密植を避けるとともに、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理及び適切な整枝・摘葉を行う。 ・植物体のぬれによって発病が助長されることから、施設栽培においては、防曇・流動性シートを活用し、植物体への水滴落下を防ぐとともに、暖房機や循環扇を活用し、植物体表面への結露を防ぐ。 ・マルチの敷設により、地表面からの灰色かび病の伝染を防止する。 ・幼果に残った花卉を除去する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・生物農薬は発病前から定期的に活用し、散布後は施設内温度を適切に保つ。 ・薬剤散布は、晴れた日の午前中に行う。また、施設栽培では、曇雨天が続いて薬液が乾きにくい場合には、くん煙剤の使用も有効である。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・発病部位を速やかに取り除き、ほ場外で適切に処分する。 ・作物残さを適切に処分する。
<p>葉かび病菌</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・種子消毒を行う。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、施設栽培では、暖房、送風、換気等により、施設内の湿度を低く保つ。 ・風通しを良くするために、密植を避ける。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 ・過度のかん水及び密植を避ける。 ・マルチ内へのかん水の実施や、通路にもみ殻を敷く。 ・発生ほ場で使用した農業用資材の消毒を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物農薬を発病前から定期的に活用する。 ・発病茎葉は葉かび病の伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による発病株の早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。

ね ぎ	アザミウマ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・葉ねぎの場合、露地栽培ではシルバーマルチによる被覆を、施設栽培では防虫ネットによる被覆及び施設周囲への光反射シートの敷設を行う。 ・葉ねぎの場合、マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 ・6月上旬定植までの秋冬ねぎでは、定植直後からリビングマルチ用大麦を間作し、密度抑制に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・作物残さを適切に処分する。
	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・育苗期間中に、防虫ネット、べたがけ資材等により被覆する。 ・葉ねぎの場合、有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチもしくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	ネギハモグリバエ	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では、施設開口部を防虫ネット、寒冷紗等により被覆する。 ・施設栽培では、施設内への侵入防止のため、紫外線除去フィルムを使用する。 ・土壌中の蛹を殺虫するため、土壌消毒あるいは天地返しをする。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粘着シート等による誘殺を行い、成虫の発生時期及び発生量の早期把握に努める。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。 ・施設栽培では、成虫の密度低下のため、粘着シート等を多数設置する。 ・被害葉及び作物残さは発生源となることから、適切に処分する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるロー

		<p>ローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</p>
黒斑病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉ねぎの場合、雨よけ栽培を行う。 ・多発ほ場では、連作を避ける。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・多湿条件下で発生しやすいことから、ほ場の排水を良好に保ち、風通しを良くするために、密植を避ける。 ・窒素過多及び肥料切れを避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病茎葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・被害葉及び作物残さは発生源となることから、適切に処分する。 	
さび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉ねぎの場合、雨よけ栽培を行う。 ・肥料切れにならないよう、適正な施肥管理を行う。 ・窒素過多を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病茎葉や発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・被害葉及び作物残さは発生源となることから、適切に処分する。 	
べと病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葉ねぎの場合、雨よけ栽培を行う。 ・多発ほ場では、連作を避ける。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・風通しを良好に保つ。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病茎葉及び発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・被害葉及び作物残さは発生源となることから、適切に処分する。
レ タ ス	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチもしくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、適期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	菌核病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿主植物の連作及び輪作を避ける。 ・苗を介したほ場への持込みを防ぐため、苗床での薬剤散布を実施する。 ・ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・雨よけ栽培を行う。 ・トンネル栽培では、低温・多湿にならないよう、換気に留意する。 ・マルチ栽培を行い、子のう胞子の飛散を抑制する。 ・夏季に湛水処理を行う。 ・栽培終了後は、発病株や作物残さをほ場に残さず、速やかに適切に処分する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病株は菌核が形成される前に速やかに除去し、ほ場内に放置せず適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
	灰色かび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多湿条件下で発生しやすいことから、密植栽培を避け、全面ポリマルチの敷設等により、湿度低下に努める。降雨等で地下水位が例年より高いほ場では、特に注意する。 ・株間の湿度低下のため、畝内や株元の除草に努める。 ・傷口が早く乾くよう、収穫作業は晴天が続く時に行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病斑部は伝染源となることから、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報、ほ場の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。

		<ul style="list-style-type: none">・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。・作物残さを適切に処分する。
--	--	---

表3-5 【いも類】

いも類	
<p>【一般事項】</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水はけの悪いほ場に作付けする場合は高畝とする等、排水対策を実施する。 ・同一ほ場での連作は避け、輪作を行う。間作や輪作作物として、土壌中の病害虫の密度を低下させる作物（対抗植物）を栽培する。 ・健全な種苗を使用する。 ・作型と品質を考慮しながら抵抗性品種又は抵抗性が高い品種を選択する。 ・育苗においては、病害虫に汚染されていない培土や資材を用いる。また、前作で病害虫の発生が認められていない育苗ほ場を選択する。 ・ほ場には、健全な苗のみを定植する。 ・防虫ネット、光反射シート等の使用により、育苗施設や育苗ほ場への害虫の侵入を防止する。害虫の発生が認められた場合には、早期に防除する。 ・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする害虫の飛込みを抑制するため、ほ場周辺の雑草の防除に努める。 ・土壌からの病害の伝染を防止するため、マルチの敷設を行う。 ・土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、耕起等の作業を行う際には、病害虫の発生がない、又は発生程度の低いほ場から順に行う。 ・土壌伝染性の病害や害虫（センチウ）の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、熱利用土壌消毒等を含む。）を実施する。 ・土壌診断に基づく適正な施肥、土壌pHの矯正、品種に応じた適正な栽植密度、品種や作型に応じた適正な摘葉・整枝、施設内が高温・多湿にならないための適正なかん水及び換気、病害の発生しにくい時期の作付け等による、適切な栽培管理を行う。 ・雑草抑制のため、マルチ等により、畝面、通路等の全面を被覆する。利用可能であれば、生分解性マルチ、再生紙マルチ等を使用する。 ・次期作における病害虫の発生及び伝染源となることから、栽培終了後の作物残さを適切に処分する。 ・病害の伝染を防止するため、管理作業に使用するはさみ、手袋等をこまめに消毒する。 ・雑草や土壌伝染性の病害虫の拡散防止のため、農機具、長靴等をこまめに洗浄及び消毒する。 ・細菌病の発生を抑制するため、降雨直後の管理作業を避ける。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害株又は発病株を発見した場合には、速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・生物農薬を活用する。 	
指定病害虫	総合防除の内容

さ つ ま い も	ナカジロシタバ	<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼虫の齢期が進むと摂食量が多くなり、また、薬剤の効果が現れにくくなることから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、若齢から中齢期までに薬剤散布等を行う。 ・ 葉裏に幼虫が生息していることから、薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。
ば れ い し よ	アブラムシ類	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・ 有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチもしくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウイルス病を媒介することから、発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期から薬剤散布等を実施する。 ・ 薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	疫病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抵抗性品種を使用する。 ・ 健全な種いもを使用する。 ・ ほ場の排水を良好に保つ。 ・ 適正な施肥管理を実施する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布を実施する。 ・ 発病株を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・ 作物残さを適切に処分する。

表 3-6 【茶】

茶	
<p>【一般事項】</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病虫害の常発地域では、新植又は改植時に、該当する病虫害に抵抗性が高い品種を導入する。 ・害虫への対策として、飛来及び増殖源となる園地内やその周辺の雑草及び樹木を除去する。 ・病害への対策として、多発地帯では、ほ場が陰湿にならないよう可能な限り周辺の樹木を伐採し、枝管理を適切に行う。 ・定植時及び幼木期には、各種資材、敷草等による畝間等のマルチングや機械除草により、適切な雑草の管理に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内の病虫害や土着天敵の発生状況及び生態を観察し、防除の要否及び薬剤の選択の参考とする。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。 ・土着天敵を保護するため、天敵の活動時期には影響の小さい薬剤を選択する。 ・性フェロモン剤及び生物農薬を活用する。 	
指定病虫害	総合防除の内容
ち や アザミウマ類（チ ヤノキイロアザミ ウマ）	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶園周辺に、寄主となる植物（イヌマキ、シキミなど）を植栽しない。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下敷きやバットなどを茶株の雨落ち部の下にあて、その上を手で叩くと、成・幼虫が落ちて来るため発生を確認できる（叩き落とし法）。また、黄色の粘着シートを張った板（黄色粘着トラップ）を茶園に立てておくと、黄色に誘引された成虫を捕獲できるため発生を確認できる。これらの方法で発生量を把握する。 ・発生予察情報を参考に、園地の見回り等により新芽生育期の発生状況を把握し、萌芽期から開葉期までにおける防除適期を判断する。新芽生育初期の加害は被害が大きく、萌芽期の防除が重要である。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・夏季の高温・少雨により発生しやすいため、発生状況を把握し、適正防除に努める。 ・中切り等の更新園、（摘採中止園）、幼木園などでは、新梢の生育期間が長いことため被害が継続し、生育・樹勢に及ぼす影響が大きいことから、特に発生に注意して薬剤防除を実施する。 ・一番茶後の中切りや二番茶後の浅刈りの直後に、1.0mm目合いの白色防虫ネットで樹冠面への直接被覆や、成園において、樹冠面への赤色防虫ネットのトンネル被覆により、被害の軽減を図る。 ・幼木茶園への近紫外線反射フィルムのマルチにより被害の軽減を図る。 ・蛹は地表近くの土中で越冬するため、秋期から春期にかけて中耕や深耕により土中深く埋没させる。

<p>カイガラムシ類（クワシロカイガラムシ）</p>	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常発地域では、新植又は改植する場合には、抵抗性が高い品種を利用する。 ・購入苗の定植の際は、株元に越冬中の雌成虫の寄生がみられないか十分注意する。 ・中切り更新することにより、寄生部を除去するとともに樹勢回復を図る。 ・農機具に付着して分散する場合もあるため、摘採や整枝等管理作業で伝搬しないように十分注意する。また、産卵期から幼虫孵化期に摘採等の作業を行う場合には、発生の多い茶園は最後に行うようにし、茶袋を別の物に変える。 ・発生ほ場の周囲にナギナタガヤ草地帯（約1m幅、6kg/10a相当量、10月は種）を設置し、捕食性天敵（ナナホシテントウ等）を増加させ、防除を図る。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄生枝の直接観察、粘着シート又は発生予察情報等により、防除適期である幼虫のふ化最盛期を把握し、ふ化幼虫歩行から定着直後（幼虫ふ化最盛期の2～5日間程度）の適期に薬剤散布等を実施する。 ・夏季の干ばつ条件で多発しやすいため、園地の見回りをを行い、発生状況を把握する。 ・雄繭が白く見える頃には、既に防除適期を過ぎているため、早期発見に努める。雄繭が多発している場合には、次の世代の発生時に防除する。 ・卵が雌の介殻内にある産卵期や、幼虫が成長しロウ物質の介殻で覆われた後は、薬剤による防除適期ではないため、薬剤の効果が劣ることに留意する。 ・世代が進むとふ化幼虫発生期間がばらつき、防除が困難になるため、第1世代の防除を徹底する。 ・薬剤散布を行う場合には、幼虫のふ化を確認した後、薬液が樹冠下の枝条に十分付着するよう（成木園で散布薬量1000L/10a）、突っ込み噴口やアーチ型噴口などのクワシロ専用の防除器具を用いて散布ムラがないように丁寧に散布する。また、多発生園では、高い防除効果が期待できるように、中切り更新等を行い、寄生部分の大半を除去するとともに、葉層を除いてから薬剤散布を行う。 ・優占天敵種であるチビトビコバチ等の土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・ふ化期に茶の枝が常に濡れた状態になるよう、スプリンクラーで断続的に2週間程度散水し、ふ化阻害を図る。 ・ハマキムシ類の交信攪乱剤（トートリルア剤）を基幹とした減農薬防除体系とし、土着天敵を保護することで密度を抑制する。
<p>チャトゲコナジラミ</p>	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生地域からの苗木や挿し穂、生葉の移動など、本種が寄生した葉を持ち込まないよう注意する。また、成虫は衣服や着袋に付着したり、車両に侵入して移動するため、出作・入作等に注意する。 ・苗の生産を行う場合には、採穂園の防除を徹底するとともに、薬剤による挿し穂の浸漬処理を

		<p>行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苗の育成時は、飛来を防ぐため、防虫ネットで被覆した施設の利用、無かん水挿し木法等により苗の育苗を行う。また、苗木の出荷の際には、薬剤防除を徹底するとともに、箱に密閉する。 ・ 発生ほ場には不用意に立ち入らない。発生ほ場に立ち入った後は、必ず作業者の衣服や機械等への成虫の付着が無いことを確認し、付着していた場合は確実に払い落とす。複数のほ場管理を行う場合には、発生ほ場での作業を当日の最後に行う。 ・ やむを得ず発生地域から苗木を導入する場合は、定植直後に薬剤防除を行う。定植時にせん除した枝葉を土中に埋設する等により、適切に処分する。 ・ 越冬世代を減らすように越冬期にナナホシテントウ等の捕食性の天敵昆虫を増やしておき、茶園の周囲にバンカー植物としてナギナタガヤの草地帯の設置を検討する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黄色粘着シート（成虫は黄色に誘引される）、茶株を揺すったときの成虫の飛翔状況やほ場の葉裏に寄生する幼虫の発育状況等の直接観察、発生予察情報等により、防除適期（目安として成虫の発生が終息した頃）である若齢幼虫発生期（1～2 齢）を把握し、薬剤散布を実施する。なお、実際には、卵から若齢幼虫が混在しているため、殺卵効果も高い薬剤の使用を選択の参考にする。 ・ 若齢幼虫（1～2 齢）に対する化学農薬の感受性は高く、マシン油乳剤は、化学農薬では効果が劣る老齢幼虫（3～4 齢）にも効果があるため、発生状況に対応した薬剤を選択し、散布を行う。 ・ 冬季に、気門封鎖剤を必要に応じて複数回散布する（冬季の散布は赤焼病の発生を助長することがあることに留意する。）。 ・ 有力な天敵蜂であるシルバストリコバチや捕食性テントウムシ類等を保護・利用するため、天敵に影響の小さい農薬を使用する。 ・ 薬剤散布を行う場合には、寄生部位である葉裏に薬液が十分付着するよう、丁寧に散布する。また、多発条件下でも安定した防除効果が得られるすそ重点散布法（すそ部から茶株頂上部に向けて斜め上方に薬液を散布、ドリフト防止タイプ2 頭口などの噴口を使用等）による散布を実施する。 ・ 深刈りや中切り、すそ刈り等を活用し、寄生葉の除去を行うとともに、薬剤による防除効果の向上を図る。なお、時期により刈り落とした枝から成虫が羽化することに留意し、必要に応じて刈り落とした枝を、土中に埋設する等により、適切に処分する。また、これらの作業は乾燥した日に行うように留意する。
	<p>チャノホソガ</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における発生時期を考慮し、早晚性の異なる品種の利用、整せん枝等の耕種的手法を検討する。 ・ 凍霜害を受けた茶園では、その後の新芽が不揃いになり、発生しやすくなるため、凍霜害防止に努める。

		<p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内や近隣地域に設置された誘蛾灯又はフェロモントラップによる前世代の成虫誘殺状況の把握、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。 ・新葉や新芽の裏側に水滴様の卵（光の反射がある）を確認する。 ・新葉や新芽の裏側に水滴状の卵が確認された場合には、薬剤の性質（昆虫成長制御剤は卵期から表皮下潜行幼虫の初期に、他の薬剤は幼虫潜葉期に使用）も考慮した防除を実施する。ただし、産卵は新葉及び新芽に行われ、幼虫は若葉を食害することから、摘採が近い場合（産卵確認から10日以内）には、摘採により除去する。 ・生物農薬（BT剤）を活用する。 ・次の新芽の萌芽を遅らせ、成虫発生期と新芽生育期が合致しないように整枝を行う。 ・摘採間近に三角巻葉等の発生が確認され始めた場合には、荒茶の中に虫糞が混入しないよう、できるだけ早く摘採する。ただし、被害芽率は3%以内（1㎡当たり三角巻葉数30～50枚）では、品質に何ら影響を与えないため、不必要な防除は行わないように努める。 ・発生を軽減するように、2回整枝技術により加害する遅れ芽を除去する。 ・産卵時間（午後8時～午前0時）を重点に萌芽期から2葉期に夜間間断散水（1分散水、5分止水、6時間）を行う。
	<p>チャノミドリヒメ ヨコバイ</p>	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新芽の茎に産卵するため、摘採、整せん枝、すそ刈り等により密度低減を図る。 ・凍霜害を受けた茶園では、その後の新芽が不揃いになり、発生しやすくなるため、凍霜害防止に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下敷きやバットなどを茶株の雨落ち部の下にあて、その上を手で叩くと、成・幼虫が落ちて来るため発生を確認できる（叩き落とし法）。また、黄色の粘着シートを張った板（黄色粘着トラップ）を茶園に立てておくと、黄色に誘引された成虫を捕獲できるため発生を確認できる。これらの方法で発生量を把握する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、新芽生育期の発生状況を把握し、防除適期である萌芽期から開葉期までに薬剤散布等を実施する。特に、夏季の干ばつ条件で多発しやすいため、発生状況に注視し、適正防除に努める。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・中切り等の更新園、二番茶以降摘採しない摘採中止園、幼木園などでは、新梢の生育期間が長いこと被害が継続し、生育・樹勢へ及ぼす影響が大きいことから、特に発生に注意して薬剤防除を実施する。 ・卵を上位2又は3葉間の節間に多く産むことから、摘採や整せん枝により発生を抑制する。また、被害を軽減させるため、中切りや浅刈り直後に、1.0mm目合いの白色防虫ネットで茶樹冠面

		<p>を覆うように直接被覆することを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイクロン式吸引洗浄装置や微量の水を含ませた送風装置（又は送風式防除機）等により物理的に取り除く。
ハダニ類（カンザワハダニ）	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常発地域では、新植又は改植する場合には、抵抗性が高い品種を利用する。 ・凍霜害を受けた茶園では発生・被害が著しく助長されることがあるため、凍霜害防止に努める ・夏季の干ばつ条件で多発しやすいため、必要によりかん水を行う。 ・窒素施肥量の過多は発生を助長するため、適正な施肥量に努める。 ・周辺の環境を適正に保全管理することで、土着天敵類の待避増殖場所になるため、茶園付近で土着天敵類保護増殖のために、バンカー植物（キク科のチトニア）の植栽を検討する。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多発生してからは防除効果が低下するため、発生予察情報を参考に、園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・せん枝後は、その後伸長した新芽で多発する恐れがあるため、発生状況をよく観察する。 ・カブリダニ類等の土着天敵への影響が少ない薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・天敵農薬を活用する。 ・薬液が付着しにくい葉裏に寄生するため、薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏及び裾部に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・越冬後産卵増殖開始期の3月初旬頃に殺卵、殺幼若虫効果が高く残効性の優れる殺ダニ剤で基幹防除する。春季、夏季、秋季などの発生期は全生育ステージに有効な速効性の殺ダニ剤で防除する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・多発した園地では、秋整枝後の休眠前又は休眠明けに薬剤散布等を実施する。 ・摘採前に発生が多い場合には、摘採を早めて被害の軽減に努める。 ・サイクロン式吸引洗浄装置や送風式捕虫装置等により物理的に取り除く。 	
ハマキムシ類（チャハマキ・チャノコカクモンハマキ）	<p>（予防に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で広域に交信かく乱剤を使用する。その際、越冬世代成虫発生前から一番茶後に設置すると雌成虫の交尾率が低下して幼虫密度を抑制できるため、設置時期に留意する。また、効果確認のためのモニタートラップを設置し、必要に応じて幼虫期を対象とした補完防除を実施する。 ・産卵場所である古葉を減らし、産卵を抑制することができるため、二番茶後のせん枝（浅刈り等）の時期に留意する。 <p>（判断、防除に関する措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内又は近隣地域に設置された誘蛾灯や性フェロモンを利用したトラップで前世代の成虫誘 	

		<p>殺状況の把握、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季の干ばつ条件で多発しやすいため、園地の見回りを行い、発生状況を把握する。 ・土着天敵を保護することで幼虫密度を抑制できるため、土着天敵への影響が少ない薬剤を選択する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行うとともに、薬剤の特性に合わせた散布を実施する。なお、通常は誘殺最盛日から7～10日後に、昆虫成長制御剤やジアミド剤については、通常散布よりやや早めが散布適期となるため、薬剤の特性に合わせた散布を実施する。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
	炭疽病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常発地域では、新植又は改植する場合には、抵抗性が高い品種を使用する。 ・多発地帯では、ほ場が陰湿にならないよう可能な限り周辺の樹木の伐採を行い、枝管理を適切に行う。 ・窒素施肥量の過多は発生を助長するため、適正な施肥量に努める。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整枝及びせん枝により、発病葉を除去するとともに、日当たり及び風通しを良くする。 ・降雨の時期に新芽が伸びないように、整枝及びせん枝により新芽の生育期を調節する。 ・園地の見回りや発生予察情報等に基づき、適期に薬剤の特性に合わせた散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・樹冠面に直接被覆し、発病を抑制する。 ・茶園用病害虫クリーナーやサイクロン式吸引洗浄装置等により物理的に取り除く。

表 3-7 【花き】

花き	
<p>【一般事項】</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫に強い品種又は抵抗性が高い品種を選択する。 ・健全な苗（親株）を使用する。また、苗（親株）を購入する場合には、一定期間育苗し、病害虫の発生の有無を確認することが望ましい。 ・育苗においては、病害虫に汚染されていない培土及び資材を用いる。 ・育苗施設や育苗ほ場への害虫の侵入を防止するため、防虫ネットの設置等を行う。 ・作物の栽培に適した水はけの良いほ場を選択する。水はけの悪いほ場に作付けする場合、高畝又はほ場周辺に溝を設置する等の排水対策を実施する。 ・ほ場への雑草種子の持込み及び雑草を発生源とする害虫の飛び込み・発生を抑制するために、ほ場内及びその周辺の雑草の防除に努める。 ・性フェロモン剤による交信かく乱、防蛾灯（黄色灯）の夜間点灯、ほ場全体への防虫ネットの展張等により、ほ場内への害虫の侵入を防止する。 ・必要に応じて土壌診断を行い、診断結果を参考にして適正な施肥を行い、栽培に適した土作りを行う。 ・土壌伝染性の病害虫の発生が懸念されるほ場においては、植付け前に土壌消毒（土壌還元消毒、太陽熱消毒及びセンチュウの抑制効果のある緑肥の活用を含む。）を行う。 ・ウイルス病やウイロイド病、細菌病の発生が懸念される場合には、媒介しないようにはさみ等の農業用資材の消毒等を行う。前作において病害が発生したほ場においても、必要に応じて農業用資材を消毒する。 ・空気伝染性の病害の感染を防止するため、施設内の温湿度を適切に管理する。 ・越冬株等は病害虫の越冬源となることから、必要に応じて防除対策を取る。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育初期において害虫の多発生が予測される場合には、予防効果のある薬剤を散布する。 ・発病部位を速やかに除去し、土中に埋める等適切に処分する。特に、ウイルス病、ウイロイド病等の発病株を発見した場合には、早急に抜き取り、ほ場外で土中に埋める等適切に処分する。 ・要防除水準等に基づき、防除が必要と判断された場合には、確実に薬剤散布等を実施する。 ・土着天敵を保護するため、天敵の活動時期には影響の小さい薬剤を選択する。 ・生物農薬を活用する。 	
指定病害虫	総合防除の内容
<p>き く</p>	<p>アザミウマ類</p> <p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・ほ場内への侵入を防止するため、ほ場全体（施設栽培では開口部）を防虫ネットにより被覆する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・マルチの敷設により、土中での蛹化を防ぐ。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
アブラムシ類		<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・ほ場内への侵入を防止するため、ほ場全体（施設栽培では開口部）を防虫ネットにより被覆する。 ・施設栽培においては、防虫ネット、紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、施設内への侵入を防止する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチもしくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣もしくは防風ネットを設置する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
ハダニ類		<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草及び作物残さを適切に処分する。 ・苗を介したほ場への持込みを防止する。 ・施設内温度が高く乾燥条件下では増殖が旺盛となることから、適正な温度管理に努める。 ・施設栽培において多発した場合には、改植時に施設内の作物残さを全て除去し、7日～10日間程度密閉し、蒸込み処理を行う。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・施設栽培では、くん煙剤の使用も有効である。 ・気門封鎖型殺虫剤を散布する。 ・薬剤抵抗性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

	白さび病菌	<p>(予防に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な親株を用いる。 ・抵抗性品種を使用する。 ・株元へのかん水を実施する。 ・施設栽培では、施設内が多湿にならないよう、不要な下葉や脇芽を除去し、密植を避け、換気を実施する。 ・急激な温度変化による植物体への結露を防ぐために循環扇を活用する。 <p>(判断、防除に関する措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病葉を速やかに除去し、ほ場外で適切に処分する。 ・発生予察情報を参考に、ほ場の見回り等による初期発生の把握に努め、発生初期から定期的に薬剤散布を実施する。 ・薬剤耐性が発達しやすいため、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
--	-------	---

3 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項

(1) 異常発生時防除とは

法第24条第1項において、農林水産大臣は、発生予察事業の実施により得た資料に基づき、又はその他の事情に鑑み、指定病虫害の異常発生時であって、その急激なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、関係都道府県知事に、総合防除基本指針及び当該都道府県の総合防除計画に即して、当該指定病虫害の異常発生時防除を行うよう指示することができるものとされている。

(2) 異常発生時の基準

農林水産大臣は、発生予察調査やほ場調査等の結果、都道府県における指定病虫害の発生程度が、発生予察調査における「甚」の基準を大きく上回り、かつ、その発生が局地的でない状況に至った場合等において、その都度速やかに当該指定病虫害の性質に関し専門の学識経験を有する者から、まん延の速度が急激である状況、通常の防除措置では農作物への損害の発生を抑えられない状況、当期又は次期作の農業生産に明らかな影響を及ぼす状況、に該当するかどうか等の意見を聴いた上で、異常発生時に該当するかどうかの判断を行うものとされている。なお、発生予察調査における発生程度の基準は病虫害によって異なる。

(3) 異常発生時防除の内容

指定病虫害の拡散性（まん延の様式（害虫の飛翔性、病害の風・水媒伝染等））の違いにより、異常発生時防除の内容に関する基本的な事項に顕著な違いはないと考えられることから、指定病虫害の拡散性に基づき、表4-1、2のとおり、異常発生時防除の内容を分類する。

表4-1 指定病虫害のうち害虫

まん延の様式		異常発生時防除の内容	指定害虫の例
一般事項		<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期収穫する。 ・ 被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。 ・ 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、土壌消毒等）を徹底する。 	—
自然分散	飛翔性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期収穫する。 ・ 被害株のほか、次期作の発生源となり得る作 	（短距離飛翔性） ・ 野菜等のアザミウマ類

		<ul style="list-style-type: none"> 物残さの除去、すき込み等を徹底する。 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、施設栽培での蒸込み処理等）を徹底する。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 早期収穫する。 被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> （長距離飛翔性） ハスモンヨトウ
	歩行性	<ul style="list-style-type: none"> 地域ぐるみでほ場及び水路内の成員の捕殺を徹底する。 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 次期作に向け、地域ぐるみでのほ場内及びその周辺の管理（冬季の耕起、泥上げ等）を徹底する。 	いねのスクミリンゴガイ
人為分散	土壌	<ul style="list-style-type: none"> 発生ほ場への人の立入りの制限を徹底する。 発生ほ場と未発生ほ場との人、農機具等の移動の制限を徹底する。 農機具、長靴等の洗浄を徹底する。 地域ぐるみで土壌消毒を実施する。 次期作に寄主植物の作付けを行わない。 	野菜等のセンチュウ類
	種苗	<ul style="list-style-type: none"> 地域又はほ場を越えた種苗の譲渡又は移動の制限を徹底する。 早期収穫及び未熟寄生果の除去を実施する。 発生部位や発生株の除去、被害樹の伐採等を徹底する。 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 	かきのカイガラムシ類

表 4-2 指定病害虫のうち病害

まん延の様式	異常発生時防除の内容	指定病害の例
一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 早期収穫する。 発病株や発病果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、ほ場外での発病株のすき込み等を徹底する。 化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（ 	—

		土壌消毒等) や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。	
自然分散	風・水媒伝染	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で、発病枝、発病葉、発病果等を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切な処分を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、園地の防風・排水対策を地域ぐるみで実施する。 	・かんきつのかいよう病菌
	虫媒伝染	<ul style="list-style-type: none"> ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に指定病害虫を媒介する害虫の寄生部位を残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・指定病害虫を媒介する害虫に対して、化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いねの縞葉枯病ウイルス ・トマトの黄化葉巻病ウイルス
人為分散	土壌伝染	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・化学農薬による防除（土壌消毒を含む。）を地域一斉に実施する。 ・次期作に宿主植物の作付けを行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・たまねぎのべと病菌 ・いねの稲こうじ病菌
	種苗伝染	<ul style="list-style-type: none"> ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、植物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・化学農薬による防除（土壌消毒を含む。）を地域一斉に実施する。 ・健全な種苗の確保及び使用を徹底する。 	・いちごの炭疽病菌

（４）異常発生時防除の実施体制

国から異常発生時防除の指示を受けたときは、法第24条第2項及び第3項に基づき、上記の対応を実施する。異常発生時防除を行うべき区域及び期間等については、対策前に県機関、市町及び各農業関係団体と協議のうえ定め、速やかに告示する。各期間の役割を表5に示す。

表5 各機関の役割

県機関	病虫害防除所	・県内における病虫害発生状況の把握
-----	--------	-------------------

	農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者及び農業者団体に対する「異常発生時防除の内容（表4-1、2）」による防除方法の指導
	食と農の振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常発生時防除に係る区域や期間等の設定及び告示 ・ 県関係機関、農業関係団体及び市町に対する区域、期間、防除方法の通知
市町		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者及び住民に対する期間、防除方法についての周知
各農業関係団体等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者に対する期間、防除方法の周知並びに防除方法の指導 ・ 防除に必要なとなる薬剤等の防除資材の安定供給
農業者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導内容に基づいた異常発生時防除の実施

4 指定病害虫の防除に係る指導の実施体制並びに市町及び農業者の組織する団体、その他の農業に関する団体との連携に関する事項

本県における効果的な病害虫防除を推進するため、県機関（病害虫防除所、農林技術研究所、農業戦略課、農林事務所、食と農の振興課）、市町及び各農業関係団体（県農業協同組合中央会、県経済農業協同組合連合会、県農業共済組合、県植物防疫協会、県農薬卸商組合、県農薬商組合連合会）は表6に示す役割のもと、相互に密接な連携を図るものとする。

表6 各機関の役割

県機関	病害虫防除所	<ul style="list-style-type: none"> ・病害虫防除員による発生予察調査結果を取りまとめ、発生予察情報を県ホームページ等で公開する。 ・県内における病害虫の薬剤抵抗性について定期的にモニタリングする。 ・普及指導員等が農業現場で効率的に防除指導が行えるよう、「静岡県農薬安全使用指針・農作物病害虫防除基準」を作成する。
	農林技術研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・県予察ほを設置し、各種指定病害虫等について発生調査に協力する。 ・病害虫の防除方法の開発等に係る試験研究を行う。
	農業戦略課	<ul style="list-style-type: none"> ・普及組織、病害虫防除所、研究所と連携し、県内における病害虫の発生状況を把握する。 ・防除方法等について普及指導員に指導する。
	農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・病害虫の発生状況や発生予察情報を参考に、農業関係団体等と連携し、地域の農業者に防除対策について指導する。 ・農業者に対して農薬の適正使用について指導する。
	食と農の振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・国の総合防除基本指針に基づき総合防除計画を策定し、防除推進体制を定める。 ・総合防除計画を市町及び農業関係団体に周知する。 ・農薬管理指導士を認定し、農薬使用の指導的立場にあるものを育成する。
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・県機関から得られた情報等に基づき、農業関係団体等と連携し、農業者に対して防除指導を行う。 	
各農業関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農業者を組織するとともに、県機関や市町等と連携して病害虫の地域の実情に応じた防除法に係る講習会等により防除指導に努める。 ・防除に必要なとなる薬剤等の防除資材の安定供給に努め 	

	る。
農業者	<ul style="list-style-type: none">・指導内容に基づいて防除を実施する。・病虫害防除に関する研修会に積極的に参加し、防除技術の研鑽に努める。

5 その他必要な事項

(1) 総合防除計画の見直し

国は少なくとも5年ごとに総合防除基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは変更するものとされている。このため、県は、国の総合防除基本指針の改訂に合わせて総合防除計画の見直しの要否を検討するとともに、最新の科学的知見や指定病害虫の発生状況の変化に応じて随時改訂を行うものとする。

(2) 農薬の適正使用

ア 農薬の適正使用

防除手段として農薬を利用するに当たっては、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも、安全かつ適正な使用の確保が極めて重要である。

県機関および市町は、各農業者団体等と連携し、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)等の関係法令に基づく農薬の適正使用等についての指導、農薬やその取扱いに関する正しい知識の普及啓発等を行うものとする。

イ 薬剤抵抗性の発達回避

化学農薬の使用に伴う薬剤抵抗性の発達リスクは、病害虫の種類や、病害虫における化学農薬の作用点の違いにより、その程度が異なることが報告されている。また、農作物の栽培地域の気象条件、栽培品種、栽培方法等の違いに基づく病害虫の発生量及び化学農薬の使用回数の多少によっても、薬剤抵抗性の発達リスクは異なる。

県機関、市町及び各農業関係団体等は、総合防除における化学農薬の使用に当たり、薬剤抵抗性の発達回避に資するため、化学農薬のRACコードを踏まえた防除指導、薬剤抵抗性や化学農薬のRACコードに係る農業者等の理解の醸成等を図るものとする。

(3) 特別栽培農産物及び有機農産物の生産者への配慮

本県では、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」(令和4年法律第37号)に基づき、県が市町と協働して策定した静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(令和5年3月)や、「有機農業の推進に関する法律(有機農業推進法)」(平成18年法律第112号)に基づき県が策定した静岡県有機農業推進計画(令和4年3月)において、有機農業をはじめとする環境に配慮した生産方式の導入・定着を図ることとしている。

県機関、市町及び各農業関係団体等は、特別栽培農産物及び有機農産物の生産者に対して本総合防除計画に基づき防除指導をする際に、それぞれ「特別栽培農産物に係る表示ガ

イドライン」(平成19年3月23日18消安第14413号)及び「有機農産物の日本農林規格」(令和4年9月22日農林水産省告示第1473号)に配慮した適切な総合防除の方法を提案するものとする。また、慣行栽培に取り組む農業者に対しても、総合防除の普及・推進について理解が得られるよう努めるものとする。

静岡県総合防除計画

令和6年3月22日 策定

令和6年3月22日 公表

静岡県経済産業部農業局食と農の振興課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2626
